二　保険料及び付加保険料を前納しようとする日の属する月から平成三十二年三月までの期間（平成三十年三月に前納する場合を除き、前号に定める期間を除く。）

三　四分の三保険料を前納しようとする日の属する月から平成三十年六月までの期間

四　四分の三保険料を前納しようとする日の属する月から平成三十一年三月までの期間（前号に定める期間を除く。）

五　半額保険料を前納しようとする日の属する月から平成三十年六月までの期間

六　半額保険料を前納しようとする日の属する月から平成三十一年三月までの期間（前号に定める期間を除く。）

七　四分の一保険料を前納しようとする日の属する月から平成三十年六月までの期間

八　四分の一保険料を前納しようとする日の属する月から平成三十一年三月までの期間（前号に定める期間を除く。）

九～十一　（略）

十二　各月に係る保険料及び付加保険料を前納しようとする日の属する平成三十一年三月までの各月（法第九十二条の二に規定する方法（以下「口座振替」という。）により納付する場合に限る。）

（定額保険料の前納額）

第二条　（略）

2・3　（略）

4　平成三十二年三月までの間に法第九条第三号若しくは附則第五条第六項第一号若しくは第四号又は平成六年改正法附則第十一条第七項第三号若しくは第四号の規定に該当するに至る被保険者が、当該規定に該当するに至る日の属する月の前月までの全ての期間の保険料を前納する場合（第七条第二項に規定する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第六から別表第十までに定める額とする。

5　平成三十二年二月までの間に法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了する被保険者が、当該期間が終了する月までの全ての期間の保険料を前納する場合（第七条第三項に規定する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第十一に定める額とする。

（四分の三保険料の前納額）

第三条　（略）

2　（略）

3　平成三十一年三月までの間に法第九条第三号の規定に該当するに至る被保険者が、当該規定に該当するに至る日の属する月の前月までの全ての期間の四分の三保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第十五又は別表第十六に定める額とする。

（半額保険料の前納額）

第四条　（略）

2　（略）

3　平成三十一年三月までの間に法第九条第三号の規定に該当するに至る被保険者が、当該規定に該当するに至る日の属する月の前月までの全ての期間の半額保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第二十又は別表第二十一に定める額とする。

二　保険料及び付加保険料を前納しようとする日の属する月から平成三十一年三月までの期間（平成二十九年三月に前納する場合を除き、前号に定める期間を除く。）

三　四分の三保険料を前納しようとする日の属する月から平成二十九年六月までの期間

四　四分の三保険料を前納しようとする日の属する月から平成三十年三月までの期間（前号に定める期間を除く。）

五　半額保険料を前納しようとする日の属する月から平成二十九年六月までの期間

六　半額保険料を前納しようとする日の属する月から平成三十年三月までの期間（前号に定める期間を除く。）

七　四分の一保険料を前納しようとする日の属する月から平成二十九年六月までの期間

八　四分の一保険料を前納しようとする日の属する月から平成三十年三月までの期間（前号に定める期間を除く。）

九～十一　（略）

十二　各月に係る保険料及び付加保険料を前納しようとする日の属する平成三十年三月までの各月（法第九十二条の二に規定する方法（以下「口座振替」という。）により納付する場合に限る。）

（定額保険料の前納額）

第二条　（略）

2・3　（略）

4　平成三十一年三月までの間に法第九条第三号若しくは附則第五条第六項第一号若しくは第四号又は平成六年改正法附則第十一条第七項第三号若しくは第四号の規定に該当するに至る被保険者が、当該規定に該当するに至る日の属する月の前月までの全ての期間の保険料を前納する場合（第七条第二項に規定する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第六から別表第十までに定める額とする。

5　平成三十一年二月までの間に法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了する被保険者が、当該期間が終了する月までの全ての期間の保険料を前納する場合（第七条第三項に規定する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第十一に定める額とする。

（四分の三保険料の前納額）

第三条　（略）

2　（略）

3　平成三十年三月までの間に法第九条第三号の規定に該当するに至る被保険者が、当該規定に該当するに至る日の属する月の前月までの全ての期間の四分の三保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第十五又は別表第十六に定める額とする。

（半額保険料の前納額）

第四条　（略）

2　（略）

3　平成三十年三月までの間に法第九条第三号の規定に該当するに至る被保険者が、当該規定に該当するに至る日の属する月の前月までの全ての期間の半額保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第二十又は別表第二十一に定める額とする。